

### 国「第2回 子ども・子育て会議」(5月31日)の開催について

◇ 第2回の子ども・子育て会議が、去る5月31日開催されました。当日の議事内容は下記です。

#### 議事内容

- (1) 基本指針(計画作成指針関係)について
- (2) 基本指針(子ども・子育て支援の意義関係)について
- (3) 保育の必要性の認定について
- (4) 確認制度について
- (5) 被災地子ども・子育て懇談会(岩手県)について
- (6) その他

・最初に事務局より、委員の出欠、代理出席について報告があり、無藤座長の進行により議題に沿って進められました。

#### (1) 基本指針(計画作成指針関係)について

座長より、前回子ども・子育て新システム基本制度のとりまとめが資料提示され、その内容について質問がなされたことについて触れられ、基本制度のとりまとめは新制度そのままではないとしても重要な位置づけであることが説明されました。

引き続き事務局より資料1-1、1-2、1-3について、また、参考資料1「待機児童解消加速化プラン」「女性が働き続けられる社会の構築(M字カーブ解消に向けた取組)」について説明されました。

当連盟の橘原委員からは、「前回資料に対して、今回の資料1-3 P4「③把握する具体的な項目」では(例:月~金又は土の利用で1日○時間/月・水・金・土の利用で月△時間 など)と記載されているが、「又は土」の意味について確認したい。」旨を含めた質問が出されました。

(下記は、各委員意見の概要)

- 「すべての子育て家庭の支援」について、個々の家庭に寄り添う利用者支援を検討して頂きたい。地方版子ども・子育て会議の活性化をお願いしたい。
- 障害児や社会的養護の子どものために、障害者の権利条約第7条(障害のある児童)の理念や障害者基本法第17条(療育)における規定その他の理念にかんがみ、障害のある子どもが身近な場所で「障害」に固有の支援を受けて生活できるよう規定する必要がある。社会的養護のもとにある子ども、貧困な状況におかれている子どもの学校教育・保育保障を明記する必要がある。また併せて利用者支援のしくみが求められる。子どもの育成活動が、児童厚生施設(児童館、児童遊園)の整備並びに、現在、制度のなかに組み入れられていないプレイパークなどの民間活動についても位置づけていくことが必要。
- 資料1-1、1-2について、「質の確保・向上」等を明確に入れて頂いたことは重要。併せて認可の透明化が同時に必要になる。しかし量のみでなく質の重要性のために計画的、機動的な質の確保の双方に対応する必要がある。既存施設の認定こども園への移行については、市町村事業計画が妨げないように併せて既存施設と競合しない課題がある。今の時点と将来に向けた時点の計画を立てる必要がある。地方版子ども・子育て会議については、市町村がしっかり推進体制について明記し、改善に向けた計画を立てることが重要。産後のための機能的な支援が有効なのではないか。
- 今回出された資料では質の向上についてかなり多く記載して頂いたことと具体的な事項について記載があることは評価したい

- 新システムの基本制度での理念を踏まえて今回の基本指針の資料については、より良く位置づけて頂いたことを評価したい。利用希望の把握については最終的な対応については市町村に任せるべき。利用する者の立場に立った、わかりやすい例示を示して、調査票を作成する必要がある。
  - 認定こども園の評価・検討を行い改正を行うことが適当である。教育法、教育補助体系の変更と共に新しい学校を位置づけるという大きなことであることから中央教育審議会において審議をする必要がある。
  - 父親の育児休暇に向けて環境整備も含めてしっかり位置づけて頂きたい。年次有給休暇の安定的な保障を進めて頂きたい。
- (事務局) 橘原委員の質問については、紙面スペースの制約上記載しきれなかったためそのような記載になったことが理由である。
- また、中教審において教育に関するすべてのものについて必ずしも議論をするということにはなっていない。中教審に適宜報告をし、場合によっては協議をして頂くという手続きを踏んできたものである。

## (2) 基本指針(子ども・子育て支援の意義関係)について

事務局より資料2の説明が行われ意見交換。

- 「はじめに」の部分になぜ親支援が必要なのかという点の記載について弱いのではないか。そもそもすべての親が初めて親になるためには支援が必要であるということから捉え、親になるプロセスを社会全体で支えるという記載が必要である。
- 親の第一義的責任を有するという標記については、それに対して実の親だけでなく里親等の保護者としての位置づけがあるという視点が必要である。
- 子どもの権利という観点が必要。小学校との連携接続は重要であり文言を検討して頂きたい。

## (3) 保育の必要性の認定について、(4) 確認制度について

事務局より資料3、4について説明が行われ意見交換。

- 虐待やDV等の恐れのあるケースについては絶対優先する必要がある。確認制度では、撤退スキームについて記載すべき。情報公表に保育事故について記載すべき。
- 就労等の条件という中で、子ども同士が集団の中で育ちあうことが疎外される場合等を加味していく必要がある。利用希望について、月～土の利用であるというであるが、長時間利用が11時間ということであれば、現行の8時間をより良く保障しそうした実態に持っていきける改善をして頂きたい。
- 保育の必要性の認定について、短時間の下限についてはきちんと示されることが大事。必要性の設定と定員のしくみがしっかりリンクすることが大切。障がい児保育については一般財源であっても各自治体の策定の中に必要である旨明記され、将来的には幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)、保育所保育指針、幼稚園教育要領に明確な位置づけで書き込んで頂きたい。
- 長時間、短時間の区分については、子どもが基本的に必要とする生活時間の視点も重要。保育士にはすべてワーク・ライフ・バランスが必要である視点から、処遇や公定価格の検討が必要。

## (5) 被災地子ども・子育て懇談会(岩手県)等について

事務局より資料5に基づいて説明がなされた。続いて、幼保連携型認定こども園保育要領については、中央教育審議会と社会保障審議会において合同の検討の場を設けること。また、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会が設置され検討を開始したことが説明された。

次回の子ども・子育て会議については6月21日に予定をしたい旨事務局より説明がなされた。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

第2回子ども・子育て会議に向けての論点課題について

平成25年5月31日  
 (公社)全国私立保育園連盟  
 副会長 橋原 淳信

〈論点1〉幼児期の学校教育・保育について、量の見込みの立て方をどうするか。  
 〈1-1〉0-2歳の子どもの保育利用率について、国が数値目標を設定することとするか。

- 資料6-4 P3、4、5では「幼児期の学校教育」・「保育」として記述されているが、資料6-3 P6においては幼児期の学校教育・保育と記述している。この記述方法には何か意図したものがあるのか。もしなければ同様に「幼児期の学校教育・保育」と並列して記述すべきではないか。

〈1-2〉利用希望の把握方法をどうするか。

- 「資料6-4」において、P4「③把握する具体的な項目」では(例:月～金の利用で1日○時間/月・水・金の利用で月△時間など)と記載されている。保育所(園)においては、現行、土曜日は平日と同様の取扱いにされているにも拘らず、この例示では土曜日は日曜日と同様に休日と同等の取扱いにされているがこの件についてどのように考えればよいか。

〈論点2〉幼児期の学校教育・保育について、量の見込み(必要利用定員総数)をどのような単位で設定するか。  
 〈2-1〉年齢区分の取扱いをどうするか。

- 0歳児のニーズ調査のためにも(案1)のとおり1歳刻みが妥当である。保育所における配置基準も0歳、1～2歳、3歳、4～5歳で異なる。しかし毎年、年齢別の入所人員の変動幅が大きく(資料6-3 P23)きめ細かい見直しが必要とされる。

〈2-2〉保育の必要性の区分の取扱いをどうするか。

- 支援法第19条の1号、2号、3号の認定区分で分け、さらに2号、3号を長短で分けるのか。但し、ニーズ調査の実施段階で長短認定の就労時間数の上限・下限と長短の利用時間数さらには、保育料の負担額を確定させた上で調査しなければデータの信ぴょう性が問われることになるのではないかと。タタキ台では希望日数、時間数を調査して集計段階で長短に分けることにするか。
- また、保育時間月22日、1日8時間、月25日、1日11時間の差をどのように考えるのか。制度上、土曜日を外すとどうなるのか。週6日と考えているが、週5日と考えて保育の必要量を積算するのか。

〈論点3〉需給ギャップの解消年次をどうするか。

- 国の需給ギャップの解消年次は4月19日の安倍首相の記者会見において示された「平成29年までに待機児童ゼロを目指す」とこととの整合性(例:平成31年を2年前倒しにする等)をとるべきと考える。

保育三団体協議会の設置と開催について

◇ この度、保育三団体トップ相互の呼びかけにより、5月8日午後全国社会福祉協議会会議室において、保育三団体協議会 第1回代表者会議・第1回実務者会議が開催されました。「三団体が一致団結して、国の「子ども・子育て会議」や社会に向けて意見等を発信することで、より良い保育制度を実現すること」を目的に、設置されたものです。

公益社団法人 全国私立保育園連盟、社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会、社会福祉法人 日本保育協会から、それぞれ代表者並びに役員と事務局が同席し、意見交換がなされました。

当連盟からは、近藤 全国私立保育園連盟 会長を筆頭に、橋原 副会長、平野 常務理事、塚本 常務理事が出席をし、平野 常務理事の司会進行により行われました。

協議の結果、三団体協議会の代表選出が行われ、年度により持ち回りとすることで確認されました。※平成25年度は近藤 全私保連会長(平成26年度は日保協、27年度は全保協)

事務局についても年度単位で三団体の持ち回りとする事が確認されました。(※平成25年度は全私保連、26年度は日保協、27年度は全保協)※なお、当日の詳細については後日保育通信に掲載

をしてご報告いたします。

- 同協議会には、国子ども・子育て会議の各団体からの委員も参画しており、当面は、子ども・子育て会議開催に合わせて同協議会を開催していく予定となりました。先にご報告しました「第2回 子ども・子育て会議」(5月31日)の開催に向けて、5月28日に、保育三団体協議会第2回実務者会議を開催し、厚生労働省保育課より事前の資料説明を受け、情報・意見交換を行いました。また、以下にご報告をする自由民主党人口減少社会対策特別委員会ヒアリングに向けた共同の要望書案について協議を行いました。

## 自民党 人口減少社会対策特別委員会 ヒアリングについて

- ◇ 5月29日に自民党本部において、人口減少社会対策特別委員会(委員長 猪口邦子議員)のヒアリングが行われました。本連盟並びに全国保育協議会、日本保育協会、日本保育推進連盟から要望・意見が出されました。

本連盟からは、「人口減少社会の保育に向けた提言(概要版)～新しい転換期に向けた課題への対応～」(平成25年4月18日 全私保連保育制度検討会)を中心に18項目の提言説明を行いました。

とくに保育所が核となり、子どもを地域全体で支えられるように、子どもの数が少数でも安定した運営が保障される制度の実現、推進のため、すべての地域において運営費を施設当たりの基本部分と入所児童当たりの単価制部分との二階建てにする方式の提案を行いました。この「二階建て方式」の提案は平成5年当初より本連盟として提言してきた考え方ですが、この度の新制度における小規模保育所等の推進を含めて改めて提案を行ったものです。(※同提言については冊子に製本配布予定です。)

- 続いて、上記の保育三団体協議会による共同の下記要望書について、当連盟が今年度の幹事団体であることから、併せて説明を行いました。

自由民主党政務調査会  
人口減少社会対策特別委員会  
委員長 猪口 邦子 殿

### 「子ども・子育て支援新制度」 具体的制度設計にあたっての最重点項目要望書

3党合意に基づく修正を経て成立した「子ども・子育て関連3法」は、その施行に向けた具体的な検討が政府の子ども・子育て会議において開始されています。少子化対策の推進については、何より質・量の拡充、向上をしたより良い制度の実現が望まれます。子どもの幸せを第一に考え、大幅な財源を投入し保育施策の拡充を図ることこそが望まれる改革であります。

私たち保育三団体は、子ども・子育て支援新制度の具体的な検討にあたり、次のことを要望いたします。特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 保育の質向上の実現と量の拡大を一体的に実現する施策の推進および大幅な財源確保実現を要望します。
2. 上記を可能とする人材養成、人材確保と処遇改善をより一層推進することを要望します。

平成25年5月29日  
保育三団体協議会

(構成団体)

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
社会福祉法人 日本保育協会  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp